

静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校スポーツ部 会則

第1条 この会は、「静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校スポーツ部」という。(以下「本会」とする)

第2条 (目的)
本会は、静岡県立沼津特別支援学校伊豆田方分校スポーツ部の活動を安全かつ円滑に行うことを目的とする。

第3条 (事業)
本会は、前項の目的達成のため、次の事業を行う。
1、スポーツ部会員の育成をはかること。
2、活動に必要な用具等の維持・補充。
3、その他、本会の目的を達成するために必要と認められること。

第4条 (組織)
本会の会員は、沼津特別支援学校伊豆田方分校スポーツ部の生徒とする。

第5条 (役員)
本会には役員をおき、スポーツ部を構成する。
1、会長 1名 校長 青木 暁乃
2、副会長 1名 教諭 神尾 俊平
3、会計 1名 教諭 藤井 沙耶香

第6条 (役員を選出)
役員は次により選出する。
1、会長は、校長。副会長、会計は、スポーツ部担当教員より選出する。
2、前項に定めた以外に役員が必要な場合は、会長の指名により選出する。

第7条 (役員任期)
役員任期は一年とする。但し、再任は妨げない。

第8条 (役員職務)
1、会長は本会を代表し、会務を統括する。
2、副会長は会長を補佐し、また会長がやむを得ない事情により、その職務遂行が不可能となった場合、その職務を代行する。
3、会計は本会の金銭出納にあたる。

第9条 (会計)
1、本会の運営に必要な経費は会員の会費によって行う。

- 2、本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末日とする。
- 3、本会の会費は、前期（6月）と後期（10月）に1000円ずつ徴収とする。
途中の入部についても同額の部費を徴収する。退部については、返金を行わない。
- 4、役員会の議決により、臨時会費の徴収をすることができる。

第10条（会計報告）

本会の収支決算は、年度終了後、会員に報告しなければならない。